

リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議設置要綱

（設置）

第1条 リニア中央新幹線の開業を契機に県内経済の活性化を図るため、民間資本の誘致やリニア駅周辺の整備に向けた基本的な指針となる「リニアやまなしビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）を検討する機関として、リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 民間企業や研究機関等の誘致に関する事項
- （2） リニア駅周辺の整備に関する事項
- （3） その他必要な事項

（組織）

第3条 検討会議は、議長及び委員15人以内をもって構成する。

（議長）

第4条 議長は、知事をもって充てる。

- 2 議長は、会務を統括し、検討会議を代表する。

（委員）

第5条 委員は、優れた見識を有する者の中から、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、ビジョン策定完了までとする。

（会議）

第6条 検討会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第7条 検討会議には、第2条の事項をより詳細に調査、検討及び協議を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

（議事）

第8条 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 検討会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)第8条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

2 前項ただし書各号に掲げる場合に該当するものとして検討会議に出席した委員から非公開とする旨の発議があった場合は、議長は検討会議に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

3 会議の途中においても、前項の規定の例により、検討会議を非公開とすることができるものとする。

(庶務)

第10条 会議に関する庶務については、山梨県リニア交通局リニア推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、ビジョン策定完了をもって、その効力を失う。